

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年4月3日（令和5年（行情）諮問第308号）

答申日：令和5年6月22日（令和5年度（行情）答申第134号）

事件名：「指定官職職員等の身上申告書の作成及び提出等について」（指示）
等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月16日付け名局公開7により名古屋国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁が示した不開示理由に合理性がないと考えるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求において請求された行政文書は「指定官職及び一般職員に係る身上申告書の作成を指示する行政文書」であり、処分庁は別紙に掲げる本件対象文書を特定し、そのうち別表の番号1ないし番号6に掲げる不開示部分（以下、順に「不開示部分1」ないし「不開示部分6」といい、併せて「本件不開示部分」という。）をそれぞれ法5条6号本文（柱書き）の不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分 1 及び不開示部分 5 について

当該不開示部分には、身上申告書作成対象者である職員の職員番号が記載されており、これは、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、当該不開示部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、法 5 条 1 号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

更に、職員の氏名を開示していることから、法 6 条 2 項の部分開示の余地はない。

また、職員番号は、本件対象文書である「身上申告書システム管理者用マニュアル」において、人事システムのログインユーザー ID の一部となることが記載されており、当該不開示部分を公にすることにより、人事システムへの不正アクセスを容易にするなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号本文（柱書き）の不開示情報にも該当すると認められる。

(2) 不開示部分 2 ないし不開示部分 4 及び不開示部分 6

当該不開示部分には、人事システムの URL が記載されており、これを公にすることにより、人事システムへの不法な侵入による情報漏えいや不正アクセスが行われるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号本文（柱書き）の不開示情報に該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、不開示部分 1 及び不開示部分 5 については、法 5 条 1 号本文前段の不開示情報にも該当すると認められるものの、本件不開示部分を同条 6 号本文（柱書き）の不開示情報に該当するとして処分庁が行った原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 4 月 3 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 17 日 審議
- ④ 同年 5 月 31 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 6 月 15 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであると

ころ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、上記第3の3(1)のとおり、不開示部分1及び不開示部分5について不開示理由に法5条1号を追加した上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分1及び不開示部分5について

ア 当該部分を含む、文書1及び文書4の「身上申告書作成対象者」は、対象となる職員ごとに、その職員番号、所属、氏名及び参考情報が横一覧に記載された表形式の文書であり、これらは横一覧ごとに一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

イ 当該不開示部分である職員番号は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、公務員等の職務の遂行に係る情報ではないことから、法5条1号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

ウ 次に法6条2項による部分開示の可否について検討すると、原処分において個人識別部分である氏名が既に開示されているため、同項による部分開示の余地はない。

エ したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2ないし不開示部分4及び不開示部分6について

ア 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の3(2)のとおり説明し、当審査会事務局職員をして、諮問庁に更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

人事システムのURLを公にした場合、URLの構造から国税庁におけるサーバーの環境やディレクトリ構成が明らかとなり、又はこれらを推測することが可能となるため、人事システムの利用停止等を目的としたプログラムが作成され、国税庁に対して標的型メール攻撃等が仕掛けられる可能性があるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分2ないし不開示部分4及び不開示部分6には、特定のURLが記載されていると認められる。

ウ 当該URLは、名古屋国税局において使用されている人事システムのURLであり、これを公にすると人事システムを標的とした標的型

メール攻撃等が仕掛けられる可能性があるなど、人事システムへの不法な侵入による情報漏えいや不正アクセスが行われ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3（2）及び上記アの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦，委員 常岡孝好，委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

文書1 平成31年1月16日付名局人-2-1 「指定官職職員等の身上申告書の作成及び提出等について」（指示）

文書2 平成31年3月1日付名局人-e-2-1 「職員の身上申告書の作成及び提出等について」（指示）

文書3 令和元年7月10日付名局人-e-2-52 「定期人事異動期における職員の身上申告書等の作成及び提出等について」（指示）

文書4 令和元年7月12日付名局人-2-92 「指定官職職員等の身上申告書の作成及び提出等について」（指示）

別表（本件不開示部分）

番号	文書	不開示とした部分
1	文書 1	別紙 身上申告書作成対象者 「職員番号」欄
2	文書 1	別添 身上申告書システム管理者用マニュアル 5 枚目 「アドレス (D)」の右側
3	文書 2	別添 3 身上申告書システム管理者用マニュアル 5 枚目 「アドレス (D)」の右側
4	文書 3	別添 3 身上申告書システム管理者用マニュアル 5 枚目 「アドレス (D)」の右側
5	文書 4	別紙 身上申告書作成対象者 「職員番号」欄
6	文書 4	別添 身上申告書システム管理者用マニュアル 5 枚目 「アドレス (D)」の右側